

JAEA 東海再処理施設、もんじゅ、ふげんの保安規定変更認可申請に対する確認事項

分類1:全拠点共通 2:拠点共通 3:施設固有

施設	分類	確認項目	関連項目	事実確認内容	JAEAの回答
核サ研再処理	1	事業者検査の独立性	品管規則第48条 5.6号	事業者検査の独立性については、保安規定の第1編第2章第5節第51条の2の「第4条第1項各号(第15号を除く。)に掲げる職位等は、品質保証課長が行う第16条の1の2第6号に係る事業者検査の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。」及び、品質マネジメント計画 8.2.4「検査及び試験」(5)事業者検査責任者は、保安活動の重要性に応じて、使用前自主検査及び定期事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。」の2カ所の記載が対応する項目という理解で良いか？	左記の理解で問題ありません。
核サ研再処理	3	保全区域	保安規定審査基準 再処理規則第17条第2項第9号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等	「⑧保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。」について、保安規定 第77条 第II-3図に区域については既に明示されているが、管理措置についての記載は、第79条 3項が該当箇所という理解で良いか？(他にも該当記載があれば該当箇所を教えてください。)	保全区域の管理措置については、左記の記載以外に、第84条(管理区域等への立入り)第4項において、みだりに人、車両を立ち入らせないことを定めています。
核サ研再処理	2	平常時の環境モニタリング	保安規定審査基準(2020/4/1)、再処理規則第17条第2項第14号 放射性廃棄物の廃棄	「③平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等。ただし、海洋放出口周辺海域等に係るものを除く。)について定められていること。なお、この事項は、第4の15における環境放射線モニタリングに関する事項と併せて定められてもよい。」については、(環境監視に係る計画)第199条、第199条の2、第199条の3の記載が対応する項目という理解で良いか？(他にも該当記載があれば該当箇所を教えてください。)	平常時の環境放射線モニタリングの実施体制については、「第IV編 環境監視」(左記の記載に加え、第199条の4、第200条、第201条、第202条、第203条及び第204条)に、監視、測定、測定設備の点検、監視測定結果の評価等を行うことを定めています。
核サ研再処理	3	排気監視設備及び海洋放出監視設備	保安規定審査基準(2020/4/1)、排気監視設備及び海洋放出監視設備	「① 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。))が定められていること、②放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第4の19における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。」のうち、使用方法(測定及び評価の方法を含む)については、第193条 第三-17-(1)表が対応する項目という理解で良いか？	○放射性気体廃棄物の放出は、排気モニタで監視しており、その使用方法は、第178条(放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等)第1項で、放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度及び量を監視することを定め、第2項で定める「第三-13表(排気中の放射性物質の監視及び測定)にて、監視項目、頻度及び測定方法を定めています。 ○放射性液体廃棄物の放出は、排水モニタリング設備で監視しており、その使用方法は、第181条(海洋放出廃液の放出の監視及び測定等)第1項で、海洋放出廃液の試料について全アルファ、全ベータ及び核種の放射能を測定し、それらの濃度及び量が基準値以下であることを確認する旨を定め、第2項で定める「第三-15表(海洋放出廃液の核種分析)」にて、測定する放射性物質の種類に対する分析頻度及び分析方法を定めています。
核サ研再処理	3	放射線測定器の管理及び放射線測定の方法	保安規定審査基準(2020/4/1)、放射線測定器の管理及び放射線測定の方法	「① 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。))が定められていること、②放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第4の19における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。」のうち、使用方法(測定及び評価の方法を含む)については、第193条 第三-17-(1)表が対応する項目という理解で良いか？	左記の理解で問題ありません。
核サ研再処理	3	設計想定事象等に対する対応	保安規定審査基準(2020/4/1)、再処理規則第17条第2項第17号 設計想定事象等に係る再処理施設の保全に関する措置	「① 指定若しくは許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又は法第50条の5第2項の認可を受けた廃止措置計画に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。I 再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。 i 火災(略) ii 重大事故に至るおそれのある事故(略) iii 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な破壊(略)」 については、現在審査継続中の事項であるという理解。審査が済み次第、速やかにその反映として保安規定の改訂が行われる予定という理解で良いか？ また、その保安規定の改訂が行われる前の現状の対応としては、現在の保安規定ではどの案になるのか？	○事故対処については、現在、安全監視チームで説明しているところであり、その審査状況を踏まえて申請する予定であるが、現在の保安規定においては、具体的な事故を想定したものではないが、以下の条項に事故時の措置を定めています。 なお、重大事故等は原子力災害対策特別措置法に基づく災害にも該当し、以下の第58条に基づき、原子力事業者防災業務計画に基づく措置することとなります。 第55条(非常事態の措置に係る計画) 第55条の2(非常事態の措置) 第56条(非常事態の措置対応) 第56条の2(非常事態の措置に係る評価及び改善) 第56条の3(地震・火災発生時の措置) 第56条の4(初期消火活動のための体制の整備) 第56条の5(交流電源機能等喪失時の体制の整備) 第57条(防災体制の発令) 第58条(原子力災害対策特別措置法に基づく措置) ○事故対処設備については、現在の保安規定においても想定される事象を踏まえて廃止措置計画の性能維持施設として記載しており、保安規定第三-18表に記載し、施設定期自主検査の対象としており、定期事業者検査として検査を継続することとしています。
もんじゅ	1	事業者検査の独立性	品管規則第48条 5.6号	事業者検査の独立性については、保安規定第5条(職務)における、「品質保証課長は定期事業者検査に関する業務を行う。」と「8.2.4 検査及び試験」(6)品質保証課長は、保安活動の重要性に応じて、定期事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。」、「(7)定期事業者検査においては、その対象となる業務を行う者が属する組織と異なる組織に属し、当該検査における力量を有するものを充てる。」の3カ所の記載が対応する項目という理解で良いか？	左記の3カ所以外に以下の項目を記載しています。 「第103条の6(定期事業者検査の実施) (略) 2 品質保証課長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の保守担当課とは別の組織の者を実施責任者として指名する。」
もんじゅ	2	平常時の環境モニタリング	14 放射性廃棄物の廃棄③	「平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。」については、保安規定第93条の2(平常時の環境放射線モニタリング)の記載のみが対応する項目という理解で良いか？	左記の理解で問題ありません。
もんじゅ	3	排気監視設備及び排水監視設備	10 廃棄監視設備及び排水監視設備	「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。))が定められていること、②放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第4の19における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。」のうち、使用方法(測定及び評価の方法を含む)については、明確には読み取れないが他の項目での記載があれば該当箇所を教えてください。	排気モニタ及び排水モニタを含む放出管理用計測器の使用の方法として、第76条(放射性液体廃棄物の管理)及び別表76-3(放射性液体廃棄物の測定項目)、第77条(放射性気体廃棄物の管理)及び別表77-2(放射性気体廃棄物の測定項目)にて測定項目、測定頻度、放出管理の方法を記載しています。
もんじゅ	3	放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	12 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	「放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。))が定められていること。」については、その使用方法(測定及び評価の方法を含む。))はどこに記載されているか。 保安規定第94条及び別表94が対応する項目という理解で良いか。	放出管理用計測器の使用の方法については、先に述べたとおりです。 放射線管理に使用する放射線計測器類の使用の方法として、第93条(線量当量率等の測定)及び別表93(外部放射線に係る線量当量率等の測定項目)の他、第89条(線量の評価)及び別表89(線量評価の項目及び頻度)、第81条(管理区域の設定)、第84条(管理区域への出入管理)、第96条(管理区域外への移動)、第92条(床、壁等の除染)等に測定項目、測定頻度、管理の方法を記載しています。 なお、保安規定第94条及び別表94は放射線計測器類の管理について定めているものです。
ふげん	1	事業者検査の独立性	品管規則第48条 5.6号	事業者検査の独立性については、保安規定第7条(職務)における、「品質保証課長は定期事業者検査に関する業務を行う。」と「8.2.4 検査及び試験」(6)品質保証課長は、保安活動の重要性に応じて、定期事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。」、「(7)品質保証課長は、定期事業者検査においては、その対象となる業務を行う者が属する組織と異なる組織に属し、当該検査における力量を有するものを充てる。」の3カ所の記載が対応する項目という理解で良いか？	左記の3カ所以外に以下の項目を記載しています。 「第23条の5(定期事業者検査の実施) (略) 2 品質保証課長は、第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の保守担当課とは別の組織の者を実施責任者として指名する。」
ふげん	3	平常時の環境モニタリング	2 (13) 放射性廃棄物の廃棄③	「平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。」については、保安規定第48条の2(平常時の環境放射線モニタリング)の記載のみが対応する項目という理解で良いか？	左記の理解で問題ありません。
ふげん	3	排気監視設備及び排水監視設備	9 廃棄監視設備及び排水監視設備	「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。))が定められていること、②放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体での管理方法の一部として、第4の19における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。」のうち、使用方法(測定及び評価の方法を含む)については、明確には読み取れないが他の項目での記載があれば該当箇所を教えてください。	排水モニタ及び排気モニタを含む放出管理用計測器の使用の方法として、第33条(放射性液体廃棄物の管理)及び別表5(放射性液体廃棄物の測定項目及び頻度)、第34条(放射性気体廃棄物の管理)及び別表7(放射性気体廃棄物の測定項目及び頻度)にて測定項目、測定頻度、放出管理の方法を記載しています。
ふげん	3	放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	11 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法	「放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。))が定められていること。」については、その使用方法(測定及び評価の方法を含む。))はどこに記載されているか。 保安規定第49条及び別表3及び4が対応する項目という理解で良いか。	放出管理用計測器の使用の方法については、先に述べたとおりです。 放射線管理に使用する放射線計測器類の使用の方法として、第48条(線量当量率等の測定)、第45条(線量の評価)、第36条(管理区域の設定及び解除)、第40条(管理区域の出入管理)、第50条(管理区域外への移動)、第47条(床、壁等の除染)等に測定項目、測定頻度、管理の方法を記載しています。 なお、保安規定第49条及び別表3及び4は放射線計測器類の管理について定めているものです。